



# 宮 崎 県 公 報

令和 7 年 3 月 24 日 (月曜日) 第 596 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

## 目 次

### 告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定 (4 件) …… (障がい福祉課) 1
- 指定障害福祉サービス事業の廃止 …… ( “ ) 2

### 公 告

- 県民栄誉賞の受賞者氏名及びその事績 …… (秘書広報課) 2
- 宮崎県土地利用基本計画の変更の公表 …… (中山・地城課) 2

頁

- くろまぐろ (小型魚) 及びくろまぐろ (大型魚) に関する令和 6 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更 …… (漁業管理課) 3
- 落札者等の公告 …… 3
- 選挙管理委員会告示**
- 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数 …… 3
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 …… 4

## 告 示

### 宮崎県告示第 158号

児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和 7 年 3 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550600219	児童発達支援・放課後等デイサービスえんくる	宮崎県日向市中堀町一丁目 11 番地	社会福祉法人伊勢ヶ浜福祉会	宮崎県日向市中堀町一丁目 11 番地	令和 7 年 4 月 1 日	児童発達支援、放課後等デイサービス

### 宮崎県告示第 159号

児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和 7 年 3 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550200986	放課後クラブリンクズ	都城市大岩田町 60 番地 20	K M l i n k s 合同会社	都城市鷹尾 3 丁目 38 街区 10 号	令和 7 年 4 月 1 日	児童発達支援、放課後等デイサービス

### 宮崎県告示第 160号

児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和 7 年 3 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550200994	らくがき探検隊	都城市丸谷町1005	合同会社グランデール	宮崎市大字有田 3 17番地 1	令和7年4月1日	児童発達支援

宮崎県告示第 161号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和7年3月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550201000	スマイルハートン	都城市久保原町3-14-1-2階	株式会社Tak Project	都城市志比田町56 42-6	令和7年4月1日	児童発達支援

宮崎県告示第 162号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和7年3月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510201389	ヘルパーステーションてのひら	都城市五十町1692-1イーブンリバーⅢ2号棟	合同会社てのひら	都城市平塚町3183 番地6	令和7年3月31日	居宅介護、重度訪問介護

公 告

宮崎県県民栄誉表彰規則（平成12年宮崎県規則第 127号）第2条の規定により、令和7年2月25日付けで県民栄誉賞を受けたものの氏名及びその事績は、次のとおりである。

令和7年3月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 氏名  
徳永 二男
- 2 事績

宮崎国際音楽祭の創設に尽力し、総合プロデューサーや音楽監督として、同音楽祭を、国内外で高い評価を受けるアジアを代表する音楽祭にまで育て上げた。宮崎から世界に向けて一流の音楽文化を発信することは、県民に大きな希望と活力を与えるとともに、郷土に対する自信と誇りを醸成した。

宮崎県土地利用基本計画（昭和56年宮崎県告示第 746号）を令和7年2月28日付けで変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律

第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

なお、変更に係る土地利用基本計画（計画図）は、宮崎県総合政策部中山間・地域政策課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。

令和7年3月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 変更の理由  
計画図

- (1) 森林地域

林地開発許可を受けた開発行為によって森林でなくなり、今後、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったことから、森林地域を変更する。

- 2 5地域区分の変更概要（面積は、計画図により計測したもの）

- (1) 総括表 （単位：ヘクタール）

区 分	変更前の面積	変 更 面 積			変更後の面積
		増	減	差 引	
都市地域	88,747	—	—	—	88,747
農業地域	306,922	—	—	—	306,922
森林地域	591,634	—	9.8	△9.8	591,624
自然公園地域	95,842	—	—	—	95,842
自然保全地域	192	—	—	—	192
計	1,083,337	—	9.8	△9.8	1,083,327
白地地域	6,556	1.2	—	1.2	6,557

(2) 変更内容の地域区分別概要 (単位：ヘクタール)

変更に係る 5地域の名称	関係市町村名	変 更 面 積		
		増	減	差 引
森林地域	日 南 市	—	1.4	△1.4
森林地域	串 間 市	—	8.4	△8.4

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第16条第5項の規定により、くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量を令和7年3月5日付けで次のとおり変更したので、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和7年3月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和6管理年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量(法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。)は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

第1 くろまぐろ(小型魚)

知事管理区分	数 量
宮崎県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	17.1トン
宮崎県くろまぐろ(小型魚)定置漁業 (4月から6月まで)	1.1トン
宮崎県くろまぐろ(小型魚)定置漁業 (7月から9月まで)	0.5トン

宮崎県くろまぐろ(小型魚)定置漁業 (10月から12月まで)	1.2トン
宮崎県くろまぐろ(小型魚)定置漁業 (1月から3月まで)	4.0トン

第2 くろまぐろ(大型魚)

知事管理区分	数 量
宮崎県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業 (4月から12月まで)	38.5トン
宮崎県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業 (1月から3月まで)	6.6トン
宮崎県くろまぐろ(大型魚)定置漁業 (4月から9月まで)	3.8トン
宮崎県くろまぐろ(大型魚)定置漁業 (10月から3月まで)	1.4トン

#### 落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和7年3月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 落札に係る調達件名  
ヘリコプターテレビ伝送システムの賃貸借及び保守
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭1丁目8番28号
- 落札者を決定した日  
令和7年3月5日
- 落札者の氏名及び住所  
東京センチュリー株式会社  
代表取締役 馬場 高一  
東京都千代田区神田練塀町3番地
- 落札金額  
619,891,800円(消費税込)
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日  
令和6年12月26日

#### 選挙管理委員会告示

##### 宮崎県選挙管理委員会告示第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得

た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和7年3月1日現在次のとおりである。

令和7年3月24日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	17,498人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)	209,358人

**宮崎県選挙管理委員会告示第14号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和7年3月1日現在次のとおりである。

令和7年3月24日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

宮崎市選挙区	109,336人
都城市選挙区	44,204人
延岡市選挙区	32,134人
日南市選挙区	13,673人
小林市・西諸県郡選挙区	14,200人
日向市選挙区	16,137人
串間市選挙区	4,587人
西都市・西米良村選挙区	8,248人
えびの市選挙区	4,884人
北諸県郡選挙区	6,781人
東諸県郡選挙区	7,071人
児湯郡選挙区	18,126人
東臼杵郡選挙区	7,210人
西臼杵郡選挙区	5,037人